

公 告

分任契約担当官
自衛隊茨城地方協力本部長
貞方 太

下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名・規格・数量等

件 名	規 格	単 位	数 量
A 携帯端末(スマートフォン)のレンタル代金及び通信料	仕様書のとおり	月	12
B タブレット端末用データ通信SIMレンタル代金及び通信料	仕様書のとおり	月	12
C データ通信用携帯端末のレンタル代金及び通信料	仕様書のとおり	月	12

(2) 納入場所：自衛隊茨城地方協力本部(茨城県水戸市北見町1-11)

(3) 使用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 入札執行の場所・日時

入札場所:自衛隊茨城地方協力本部(水戸市北見町1-11) 3F会議室

日時:令和6年3月13日(水) 13時30分

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

自衛隊茨城地方協力本部及びホームページ

4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人間関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供等」の等級D以上に格付されている者であること。
全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札の心得に示す事項を書面をもって入札前までに誓約する者。

5 入札(落札決定)方法

- (1) 年間予定使用料の総価(ユニバーサルサービス料は考慮しない)をもって落札判定とする。
- (2) 入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金:免除 但し落札者が契約を結ばない時には落札金額の100分の5以上に相当する額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金:免除 但し契約者がその契約を履行しない時は契約金額の100分の10以上に相当する額を違約金として徴収する。

7 無効入札

下記のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い場合
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

8 契約書の作成:落札者は速やかに契約書を作成する。

- (1) 落札者は落札決定後、落札金額が50万円以上の場合は請書を、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 第4項(6)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (2) 郵便による入札は、入札日前日の17時00分までに必着とする。なお封書には会社名、入札日時及び件名を、また朱書きで入札書在中と明記すること。到着の有無を確認すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 代表者以外が入札に参加する場合は、委任状を入札前に提出すること。
- (5) 仕様書については自衛隊茨城地方協力本部総務課会計班で配布します。
- (6) 入札及び契約事項に関する事項のお問い合わせ先

〒310-0061

茨城県水戸市北見町1-11

自衛隊茨城地方協力本部 総務課 会計班 齋藤

TEL:029-231-3315

FAX:029-231-3316

URL:<http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>

